

第8回 大都市圏制度調査専門委員会 提出資料

(岐阜区域・高山区域都市開発区域)

1 当該政策区域の現状と課題

(1) 岐阜区域

○現状

- ・岐阜区域は、岐阜県南部の東西に長い地域で、大部分が平地や丘陵地からなり、木曾三川をはじめとする豊かな自然に恵まれている。
- ・交通・物流基盤については、名神高速道路と中央自動車道が整備されているとともに、東海北陸自動車道、東海環状自動車道の整備が進みつつある。
- ・産業面では、繊維、陶磁器、金属・刃物、紙、食品、プラスチック等の地場産業や電気機器、輸送用機器など機械関連等の製造業が大きなウェイトを占めている一方、最近ではIT関連等の先端技術産業の立地も進んでいる。

○課題

- ・中部圏との広域的な連携を視野に入れ、交通ネットワークの一層の整備を図るとともに、既に整備された中部国際空港等の社会資本を活用し、企業誘致や観光・交流産業等の振興を図る必要がある。また、経済環境の変化に対応して、次世代産業の育成や既存産業の高度化を図ることも重要。
- ・人口減少や高齢化等の社会経済の変化に対応していくため、各都市の状況に合ったまちづくりを進めていくことが重要な課題となる。また防災、防犯、バリアフリーなど安全で安心して暮らせるまちづくりも求められている。

(2) 高山区域

○現状

- ・高山区域は、岐阜県北部の飛騨地域の中央部に位置し、周囲を北アルプスや白山等の山岳に囲まれ、豊かな自然に恵まれている。
- ・交通物流基盤については、南北方向に国道41号とJR高山本線が縦断し、東西方向に国道158号が横断しており、整備されつつある中部縦貫自動車道や隣接地域における東海北陸自動車道とともに基幹交通網を形成している。
- ・産業面では飛騨高山の歴史や伝統を生かした観光・交流産業のほか、飛騨の匠の技術と伝統を生かした木製家具等の木材関連工業や伝統高原品産業等の地場産業が特色となっている。

○課題

- ・中部圏との広域的な連携を視野に入れ、産業や住民生活の基盤となる交通ネット

ワークの一層の整備を図るとともに、高速道路網等の社会資本を有効に活用し、観光・交流産業等の一層の振興を図る必要がある。また、経済環境の変化に対応して、地場産業等の競争力強化を図ることが重要である。

- ・人口減少や高齢化等の社会経済の変化に対応しつつ、飛騨地域の中核都市として都市機能を集積するとともに歴史的景観の保全等を図ることが重要な課題となる。また、防災、防犯、バリアフリーなど安全で安心して暮らせるまちづくりも求められている。

2 政策区域制度が当該区域の整備等にどのように効いているか（建設計画、財特、税制等）

財特法の措置は、都市開発区域における各種事業を推進する上で有益であった。金額的には、最近では市町村事業に対する補助率のかさ上げ措置が最も活用されている。

【両区域での制度の活用実績（平成16年度）】

- ・市町村事業に対する補助率のかさ上げ実績
約184百万円（3市5町）
- ・地方債の充当率のかさ上げ実績
無し
- ・特定事業用資産買い替えの場合における課税の特例措置
岐阜市で2件
- ・不均一課税に伴う減収補填措置
高山市のみ適用実績あり

3 政策区域制度（建設計画、財特、税制等）を廃止する場合の問題点

財特法の措置については、活用実績もあり、政策区域内での各種事業の推進に寄与していたものであることを勘案すると、廃止した場合、それぞれの区域での事業進捗に影響がある。

4 新たに制度的に大都市圏で対応すべき課題は何か？

- ・新たな大都市圏制度が、三大都市圏のみを対象としてその課題解決を図る制度なのか、それとも三大都市圏に限らず広域地方計画を推進するためシステムとしての制度なのかによって、対応すべき課題や政策区域のあり方も異なってくると考えられる。

- ・三大都市圏のみを対象としてその課題解決を図る制度の場合、対応すべき課題は、過密などの弊害の抑制など大都市特有の課題に限定される一方、広域地方計画を推進するシステムとした場合、大都市圏制度は都市部における国土形成計画の推進エンジンに位置づけられ、国土形成に係る全般的な事項（基盤整備、安全安心な国土づくり、産業振興）が対応すべき課題となるのではないか。

5 その他（本県における区域のあり方について）

- ・岐阜都市開発区域は、製造業等における関連企業の立地、労働力供給、商圈など社会経済的に都市整備区域と一体的なつながりがあり、新たな政策区域のねらいにもよるが、より広く区域を捉える考え方をとるならば、東海環状自動車道沿線あたりまで名古屋大都市圏として一体として考えるべきではないか。
- ・なお、名古屋大都市圏を対象にした制度に見直すこととなれば、高山区域は制度の対象から外れることになるが、高山区域のような大都市圏には入らないが一定のエリアの中核機能を有する区域の振興については、大都市圏制度とは別の制度で検討すべきではないか。
- ・なお、高山区域については、もともと市町村合併の旧高山市の区域を対象としていたが、現状では合併により市域の一部となった区域を対象に県が計画を策定するというスキームには疑問を感じている。